

# グローバル・ミニマム課税 に係る実務対応ガイド



# 目次

本資料は、グローバル・ミニマム課税(国際最低課税額に対する法人税)に対応するための基本事項について、PwC税理士法人による月刊国際税務(株式会社税務研究会発行)への解説連載にあたって作成したものです。

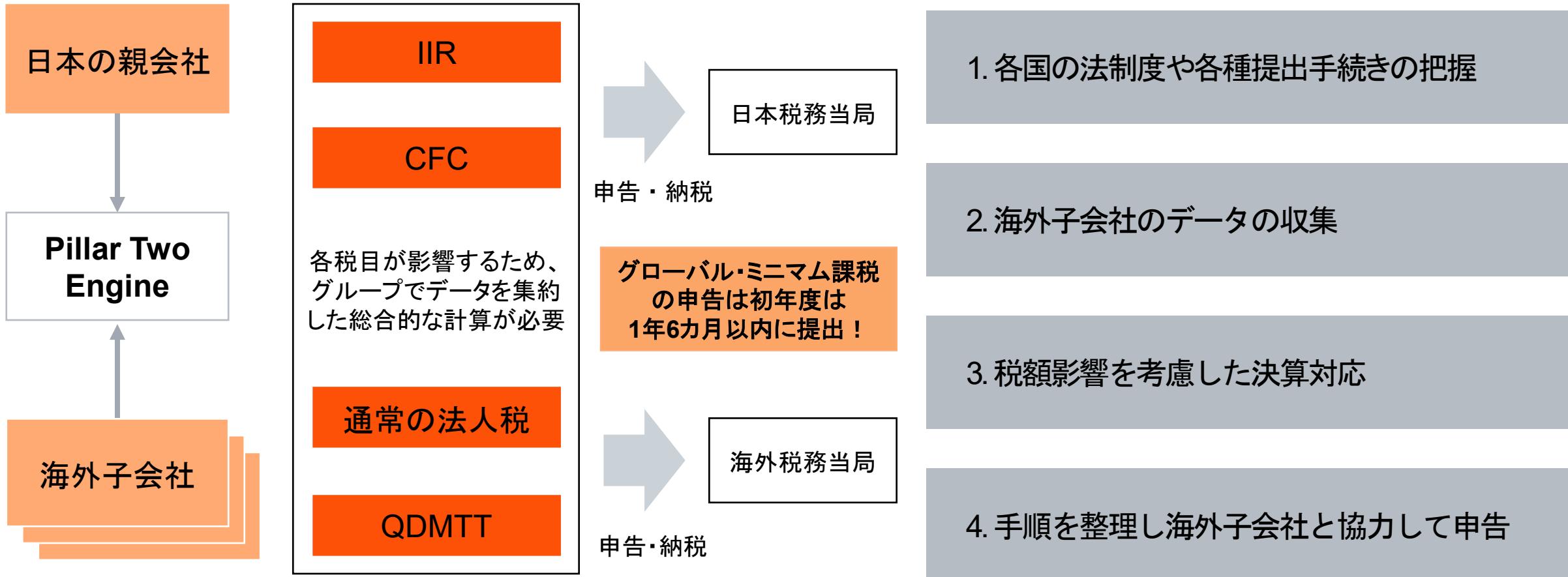
企業において申告実務に携わる方々に向けて、対応準備から申告までのスケジュール・ルールの適用における検討事項、収集すべき情報など、実務対応ガイドとしてまとめています。

No.	タイトル	
1	グローバル・ミニマム課税について適切に対応していくための重要なポイント	(2025年3月号掲載)
2	グローバル・ミニマム課税に対応するための準備スケジュール	(2025年4月号掲載)
3	移行期間CbCRセーフハーバー・QDMTTセーフハーバーの検討	(2025年5月号掲載)
4	実際の国際最低課税額の計算とQDMTT	(2025年6月号掲載)
5	初年度適用にあたっての注意点(経過措置、GloBE Loss選択、SHの選択適用)	(2025年7月号掲載)
6	新たな報告事項となる「情報申告書」と納税申告対応	(2025年8月号掲載)

# 【月刊国際税務 2025年3月号掲載】

## 1. グローバル・ミニマム課税について適切に対応していくための重要なポイント

事業年度終了後1年6ヶ月以内のグローバル・ミニマム課税の申告に向けた準備を進める必要があります。



本内容についての解説記事を以下サイトからダウンロードいただけます。

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/global-minimum-tax.html>

## 2. グローバル・ミニマム課税に対応するための準備スケジュール

事業年度終了後1年6ヶ月以内の申告までに、残された時間は実は多くありません。以下の検討はお済みですか。

### 1. 事前準備

2025年4~8月

#### CbCRセーフハーバー検討

- ・適格性を充足するCbCR作成
- ・期中離脱会社や一定の持分法適用会社からの情報収集
- ・CbCR作成時期の早期化

#### 子会社への説明

- ・対応方針およびスケジュール
- ・税額計算と申告の役割分担
- ・英語と現地語のリソース検討

### 2. 情報収集・計算

2025年9月~2026年2月

#### 情報収集

- ・各国QDMTT制度の調査
- ・親会社が保有する情報の収集
- ・子会社から追加の情報収集

#### QDMTT / IIR計算

- ・各国QDMTT制度に基づく計算
- ・親会社でのIIR計算
- ・初年度特有の調整や選択事項の検討

### 3. 事前届出・申告

2026年9月まで

#### 事前届出（Notification）

- ・各国事前届出制度の調査
- ・親会社：子会社への記載情報の提供
- ・子会社：作成および提出

#### 申告書提出

- ・親会社：GloBE情報申告書およびIIR申告書の提出
- ・子会社：QDMTT申告書の提出

### 4. 決算・税務調査

適宜

#### 決算対応（税金引当）※

- ・親会社IIRおよび子会社QDMTT観点での税金引当
- ・監査人との協議
- ・True upの分析

#### 税務調査対応（特に子会社）

- ・親会社：計算元資料の提供、子会社への方針説明
- ・子会社：親会社との連携、税務調査官への説明

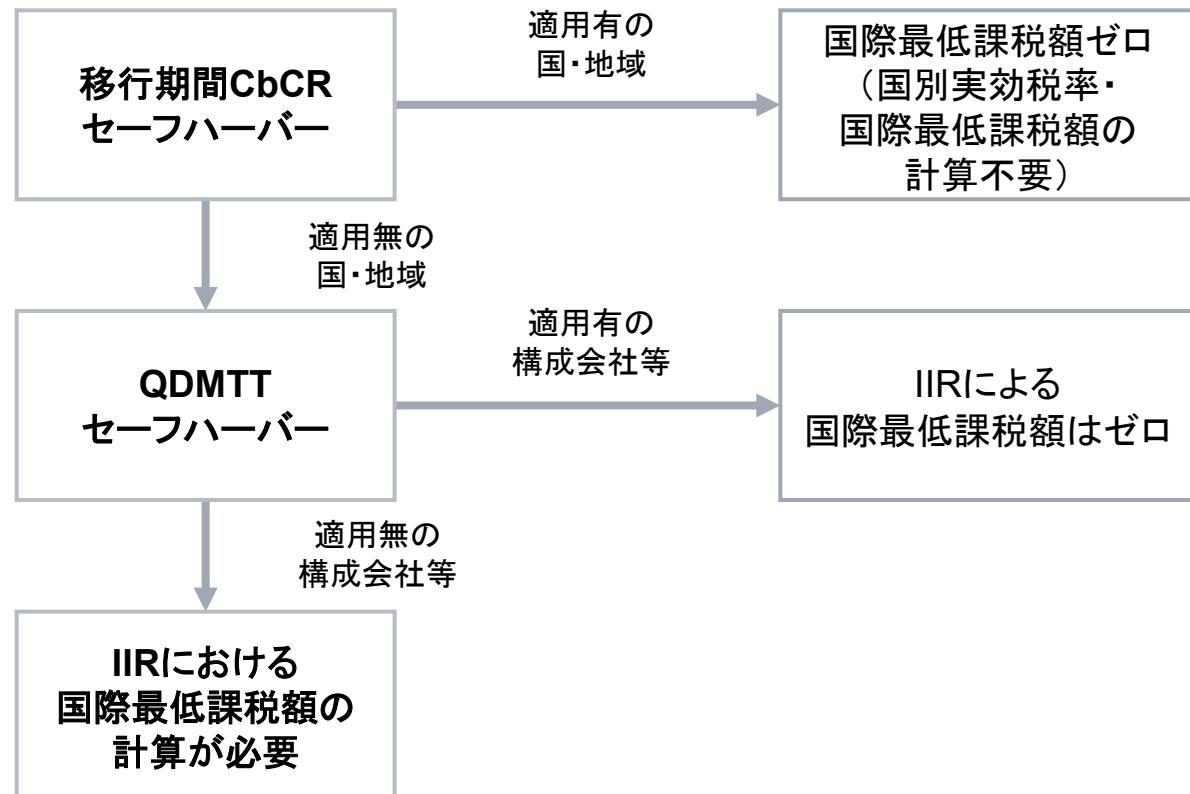
本内容についての解説記事を以下サイトからダウンロードいただけます。

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/global-minimum-tax.html>

※ 2025年3月期決算の税金引当も必要

### 3. 移行期間CbCRセーフハーバー・QDMTTセーフハーバーの検討

セーフハーバールールの適用により、国別実効税率および国際最低課税額の計算が簡素化され、事務負担が軽減する可能性があります。



#### 移行期間CbCRセーフハーバー

CbCR・連結財務諸表の情報を基に ①デミニマス要件、  
②簡素な実効税率要件、③通常利益要件のいずれかを満たす国・地域が適用有となる。

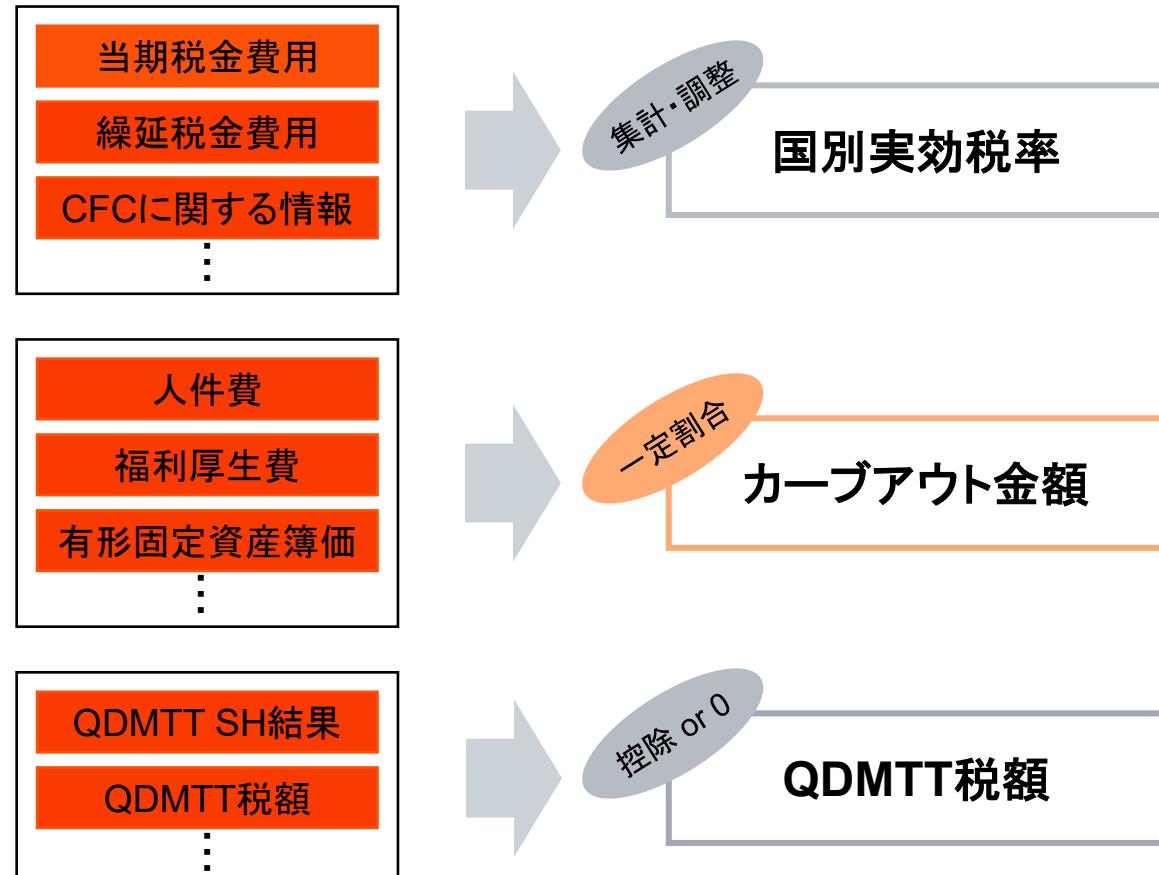
#### QDMTTセーフハーバー

構成会社等が自国でQDMTTの適用を受ける場合で、  
そのQDMTTが①QDMTT会計基準、②整合性基準とともに満たす場合、適用有となる。

本内容についての解説記事を以下サイトからダウンロードいただけます。  
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/global-minimum-tax.html>

## 4. 実際の国際最低課税額の計算とQDMTT

国際最低課税額計算の情報を漏れなく集め、複雑な計算に備える必要があります。



1. 財務諸表等から計算に必要な情報を収集

2. 情報を集計・調整し国別実効税率を計算

3. カーブアウト計算に必要な情報を収集

4. 一定割合を乗じカーブアウト金額を計算

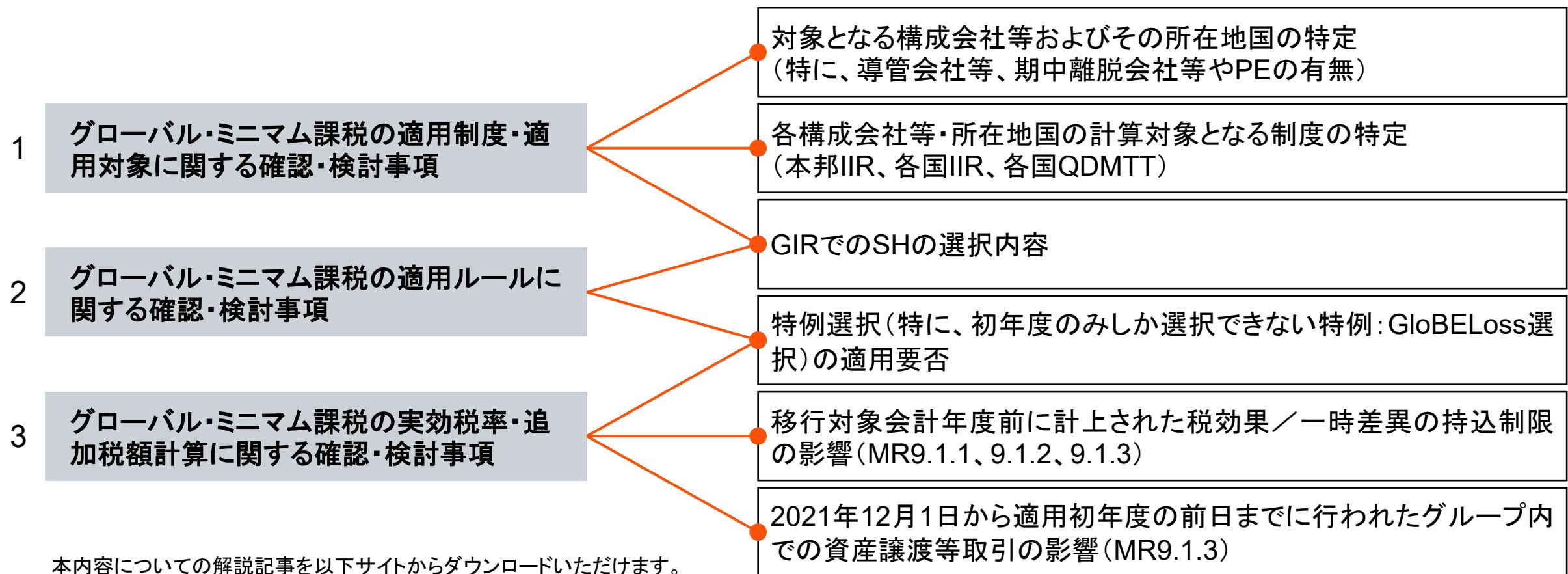
5. QDMTT税額控除または国際最低課税額を「0」とする

本内容についての解説記事を以下サイトからダウンロードいただけます。

PwC <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/global-minimum-tax.html>

## 5. 初年度適用にあたっての注意点

グローバル・ミニマム課税の適用初年度において確認・検討すべき事項の漏れはありませんか。



本内容についての解説記事を以下サイトからダウンロードいただけます。

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/global-minimum-tax.html>

# 【月刊国際税務 2025年8月号掲載】

## 6. 新たな報告事項となる「情報申告書」と納税申告対応

適用するセーフハーバーの選択と記載箇所の関係に注意が必要です。

提出義務	申告書	報告事項の内容	移行期間CbCR SHとの関係		
			SH適用あり	SH適用なし	
最終親会社が作成・提出	GloBE 情報申告書	<b>Section 1</b> 特定多国籍企業グループ等に関する事項	対象となる特定多国籍企業グループ等、その最終親会社等および構成会社等に関する基本情報の報告	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		<b>Section 2</b> 所在地国別のセーフハーバーおよび適用免除等に関する事項	適用を受けるセーフハーバー等とその要件を満たす旨の報告	<input type="radio"/>	—
		<b>Section 3</b> グループ国際最低課税額等に関する事項	セーフハーバーの適用が無い場合に、ETRおよびトップアップ税額の計算概要を報告(IIRとQDMTTの双方)	—	<input type="radio"/>
	各対象会計年度の国際最低課税額に係る申告書 (IIR申告書)		内国法人である親会社に係る国際最低課税額がある場合に作成(無い場合は作成不要)	—	<input type="radio"/> 国際最低課税額がある場合
各國子会社が作成・提出	各国のQDMTT申告書		各国の国内法に従いセーフハーバーの適用やQDMTTの計算結果について申告	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

# まとめ

## 今後の主な対応ポイント:

- ・事業年度終了後1年6ヶ月以内のグローバル・ミニマム課税の申告に向けての準備が必要
- ・最初申告は2026年9月まで(3月決算法人の場合)
- ・セーフハーバールールの適用により、事務負担が軽減する可能性
- ・税額計算に向けて情報を漏れなく集める必要
- ・グローバル・ミニマム課税の適用初年度において確認・検討すべき事項の洗い出しが必要
- ・適用するセーフハーバーの選択と記載箇所の関係に注意

本資料記載の実務対応の詳細についてより理解を深めたい方は、PwC税理士法人のプロフェッショナルによる「月刊国際税務」(税務研究会発行)寄稿記事(2025年3月号から連載)をご参照ください。

また、対応支援を必要とされる場合は、本資料末尾のお問い合わせ先までお尋ねください。

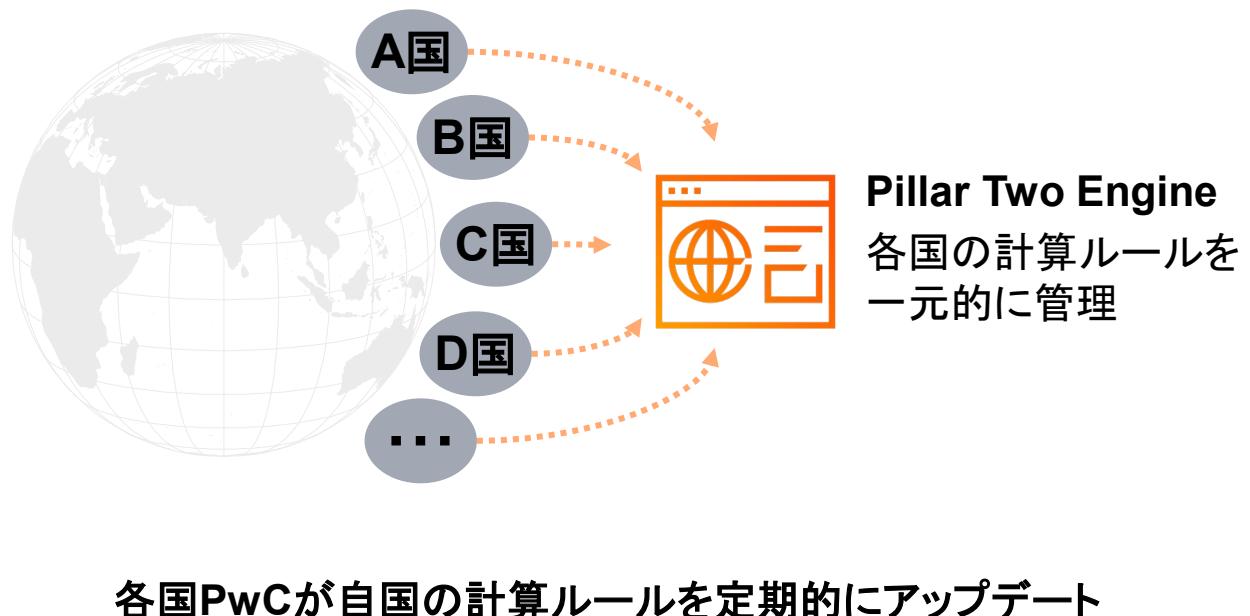


# ご紹介

## PwCのPillar Two Engine

Pillar Two Engineは、Pillar Twoルールに対応するための、クラウドベースのソリューションです。各国の複雑な法制度を一つのプラットフォームで一元的に管理することにより、柔軟かつスムーズな対応が可能となります。

### GloBEルールの計算を一元的に行うグローバル共通の計算システム



### 申告用計算システムの特徴

1 各国法制度に 対応	<ul style="list-style-type: none"><li>グローバル開発+ローカル開発</li><li>各国法制度(QDMTT含む)に対応</li><li>各国PwCが定期的にアップデート</li></ul>
2 一元的な計算	<ul style="list-style-type: none"><li>各国法制度に対応する形で、CbCR、SH、IIR、QDMTTなどを一元的に計算可能</li></ul>
3 実績のある テクノロジー	<ul style="list-style-type: none"><li>米国のGILTIなどの計算で既に使用されているテクノロジーを活用</li><li>表計算ソフトでは難しい複雑な計算にも対応</li></ul>
4 多様な アウトプット形式	<ul style="list-style-type: none"><li>GloBE情報申告書作成用データ</li><li>表計算ソフト、CSVおよびPDF</li><li>BIツールを活用したビジュアライズ</li></ul>

# ご紹介 PwC関与書籍

## グローバル・ミニマム課税Q&A



本書は、実務家の皆様に向けて、実務において直面する疑問や課題に対処しやすいよう、Q&A形式で構成しています。また、制度の背景や基本的な論点を中心に網羅的に解説しています。

税額計算ルールから会計上の取り扱いまでを網羅するとともに、CbCRセーフ・ハーバーや移行期間の取り扱いにも言及した、グローバル・ミニマム課税対応に役立つ一冊です。

PwC税理士法人 デジタル経済課税対応チーム・PwC Japan有限責任監査法人 編  
中央経済社 2024年7月29日発行  
4,730円(税込)

[詳細はこちらから](#)

## グローバル税源浸食防止(GloBE)Pillar Two モデルルール・コメントリー・事例集(改訂版)



PwC税理士法人は、本書の翻訳者として、刊行に協力しました。

当法人はこれまで、専門的知見やグローバルネットワークを含む対応経験を生かし、公益社団法人 日本租税研究協会の税制・税務をめぐる調査・研究に貢献してまいりました。質・量ともに難易度の高い英語原文の法令の日本語化を通じて、納税者である国内企業に向けた法令理解の促進に継続して寄与することを目指しました。

PwC税理士法人 岡田至康 監訳  
デジタル経済課税対応チーム 翻訳  
公益社団法人 日本租税研究協会  
2025年4月11日発行  
3,300円(税込)

[詳細はこちらから](#)

# ご紹介

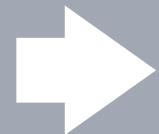
## PwC税理士法人 Tax Academy(1/2)

国際税務の主要テーマについて、英語での解説を含む52種類の講義を  
オンデマンド配信にて提供しています。

### 特徴



難解な国際税務を基礎から応用まで体系的に、分かりやすく学べる教材



税務プロフェッショナルの豊富な知見・実務経験に基づき、  
受講生のニーズに応える解説



いつでもどこでも自分のペースで、  
隙間時間を活用した短期集中型の学習スタイルを実現

### 対象

国際税務の学習・実務経験の有無を問わず、専門性や新たなスキルを求める全ての方

- ✓ 国際税務の基礎知識を身に付けたい方
- ✓ 国際税務の実務上の具体的な取扱いに関する理解を深めたい方
- ✓ 国際税務の複雑な課題に関する実務面での対応力の向上を図りたい方



# ご紹介

## PwC税理士法人 Tax Academy(2/2)

### 入門編

#### イントロダクション国際税務

国際税務に初めて接する方にも理解しやすいよう、主な国際課税制度の基本ポイントについて、日本企業の海外ビジネスにおける取引の例に基づき、対話形式、図表などにより、分かりやすく説明します。

### 基礎編

#### ベーシック国際税務

国際的な事業展開と課税の概要をはじめ、外国子会社合算税制、租税条約、移転価格税制、デジタル経済課税など国際税務に関する各制度について、制度の趣旨、基本的な仕組みなどの基礎を学ぶことができます。

### 詳解編

#### アドバンスト国際税務Ⅰ

外国子会社合算税制、外国税額控除制度、移転価格税制などについて、個別項目の趣旨・考え方を深掘りし、具体的な取扱い、対応の留意点などの詳細を学ぶことができます。

### テーマ編

#### アドバンスト国際税務Ⅱ

海外事業展開、M&Aといった個別のテーマについて、これに関係する国際課税の各制度の横断的な解説により具体的な対応・リスク管理などを学ぶことができます。

### 英語編

#### Introduction to Japanese taxes

法人税・消費税をはじめとする日本の税制の基礎に加え、国際税務実務の論点を、英語で学ぶことができます。

### デジタル課税に関するコースも配信中

- ベーシック国際税務: デジタル経済課税
- アドバンスト国際税務Ⅰ: デジタル経済課税 第1の柱／第2の柱GloBEルール

Tax Academyの詳細・お申し込みにつきましては、以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

お問い合わせ: Tax Academy事務局  
[jp\\_tax\\_seminar-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_seminar-mbx@pwc.com)



PwC税理士法人  
デジタル経済課税対応支援チーム

〒100-0004  
東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー  
TEL:03-6257-0600 (代表)

お問い合わせフォームは[こちら](#)または右記QRコードをご利用ください。



© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.